

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程 学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

(目的)

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

(実施課程および形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(研修事業の名称)

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(受講対象者)

第5条 受講対象者は次のものとする

岡山県または近郊在住、在勤で通学可能なもの

(研修参加費用)

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

(研修期間)

第7条 令和4年4月6日～令和5年3月30日（別紙1、2参照）

(受講定員)

第8条 各回 20名

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修実施計画（兼）カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第 11 条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ 岡山（岡山県岡山市北区西古松 1 丁目 18-8）

実習：土屋ケアカレッジ 岡山（岡山県岡山市北区西古松 1 丁目 18-8）

ホームケア土屋 岡山（利用者居宅）

(担当講師)

第 12 条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第 13 条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第 14 条

- 1 修了の認定は、第 10 条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において 90 点以上（100 点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において 90 点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。
- 2 2 日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第 15 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第 16 条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律 5,000 円を受講者の負担とする。

(受講の取り消し)

第 17 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第18条

修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

(その他留意事項)

第19条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- 1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。
①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
⑤住民基本台帳カードの提示
- 2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。
苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口
電話 050-3138-2024
- 3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。
- 4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第20条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認めらるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和4年4月1日から施行する。

講師一覧表

課程：重度訪問介護（統合）課程

研修名称：土屋ケアカレッジ重度訪問介護従事者
養成研修 統合課程

申請者名：大山 敏之

氏 名	担当科目	資格（福祉・医療関係に係るもの）	専任 兼任
大山 敏之	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
吉田 政弘	講義1・2・3 実習1・2・3	社会福祉士	兼任
宮本 武尊	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
大元 克也	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
藤田 賢人	講義1・2・3 実習1・2・3	実務者研修	兼任
石原 志保	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
加藤 登志子	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
吉岡 理恵	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
棕木 慎也	講義4・5演習1	看護師	兼任
鈴木 友子	講義4・5演習1	看護師	兼任
成瀬 絵梨	講義4・5演習1	看護師	兼任
齋藤 みさを	講義4・5演習1	看護師	兼任
香山 里美	講義4・5演習1	看護師	兼任
長谷川 信子	講義4・5演習1	看護師	兼任

※担当科目は研修カリキュラムの番号を記載しております。

研修実施計画書（兼）カリキュラム表

課程： 重度訪問介護（統合）課程 研修名称： 土屋ケアカレッジ重度訪問介護従事者
養成研修 統合課程

科目名			必須 履行時間	時間数
講義 (オンライン)	1	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	2
	2	基礎的な介護技術に関する講義	1	1
	3	コミュニケーションの技術に関する講義	2	2
	4	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	3
	5	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	3
計			11	11
演習	1	喀痰吸引等に関する演習	1	1
計			1	1
実習	1	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	3
	2	外出時の介護技術に関する実習	2	2
	3	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	3.5
計			8.5	8.5
合計時間数			20.5	20.5

※ 定められた時間数以上に実施する場合は、時間数に下線を記入すること。

定められた科目以外に実施する独自の科目がある場合は、適宜欄を設けて記入すること。